資料４

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

１　改正の趣旨

児童福祉施設等が満たすべき基準を定める厚生労働省令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、当該基準を定める条例等の一部を府省令で定める国基準の改正と同様に改正する。

２　改正内容

（１）児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定等

児童福祉施設全般に係る総則として、各児童福祉施設において安全計画を策定すること等を義務付ける規定を新設する。ただし、対象児童、施設の運営等の実態等に鑑み、安全計画を策定する必要のない助産施設等は対象外とする。

また、児童福祉施設に含まれない家庭的保育事業所等、障害児通所支援事業及び放課後児童健全育成事業所についても、同様に安全計画を策定すること等を義務付ける規定を新設する。なお、既に保育所保育指針などにより一定の安全に関する取組が義務付けられている保育所及び家庭的保育事業所等以外の児童福祉施設等については、附則において、経過措置として一定期間安全計画の策定等を努力義務とする規定を設ける。

（２）インクルーシブ保育

児童発達支援事業所等の他の社会福祉施設を保育所や家庭的保育事業所等、幼保連携型認定こども園に併設するときに、各施設に特有の設備・専従の人員の共用を不可とする規定についてはその行う保育に支障のない場合に限り、特有の設備・専従の人員についても共用可能とする改正を行う。

また、児童発達支援事業所等の児童の発達支援に従事する職員の専従規定について、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等の児童への支援も行うことができることとする改正を行う。

（３）児童福祉施設等における業務継続計画策定等の努力義務化

児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。）、家庭的保育事業所等（イのみ）、放課後児童健全育成事業所等に対し、

ア　業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること

イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること

を努力義務として求める規定を設ける。

（４）職員の数の算定に当たっての看護師等の特例について

乳児４人以上を入所させる保育所に限り、当分の間、保健師、看護師又は准看護師を１人に限り保育士とみなすことができることとする経過措置について、保

育所に入所する乳児の数が４名付近となる場合、看護師等の処遇が乳児１人の入退所に左右され安定しないため、引き続き安定して看護師等が勤務することを可能とする必要がある。そのため、乳児の在籍人数の要件を撤廃する。

これに伴い、条文上は看護師等のみで乳児への保育を行うことが可能となってしまうことから、別途、保育士と合同で保育を行う旨の要件を課すとともに、各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、保育に係る一定の知識と経験を有することを要件として明確化する。

なお、認定こども園についても同様の規定を新たに設ける。

（５）懲戒権の濫用を禁止する規定の削除

民法等の一部を改正する法律による懲戒権に関する規定の削除に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等における当該規定の削除が行われたことから改正を行う。

（６）バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定の追加

バス送迎に当たっての児童の所在確認や安全装置の装備の義務付けについて、同規定を追加する。

ア　児童の施設外での活動やその他の移動のために自動車を運行する場合、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認すること。

イ　児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて、降車時の児童の所在確認をすること。

３　改正する条例

（１）千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（改正内容（１）～（６）が該当）

対象施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

（２）千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

（改正内容（１）、（２）、（３）イ、（５）、（６）が該当）

対象施設：家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所

（３）千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（改正内容（１）、（３）、（６）アが該当）

対象施設：放課後児童健全育成事業所

（４）千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

（改正内容（２）、（３）ア、（４）、（５）が該当）

対象施設：幼保連携型認定こども園

（５）千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

（改正内容（４）、（６）が該当）

対象施設：認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く）

（６）千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

（改正内容（５）が該当）

対象施設：保育所、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所

４　施行期日

令和５年４月１日（ただし、改正する条例（２）第１３条の改正規定及び改正する条例（６）は公布の日）

５　新旧対照表

（１）千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第８６号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
第１条～第５条　（略） （児童福祉施設と非常災害） 第６条　児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第１２条の２及び第１３条第３項において「障害児入所施設等」という。）を除く。＿＿＿＿＿第１３条第２項において同じ。）においては、軽便消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ２　（略） ３　（略） 第６条の２　（略） **（新設）**	第１条～第５条　（略） （児童福祉施設と非常災害） 第６条　児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第１２条の２及び第１３条第３項において「障害児入所施設等」という。）を除く。**第１２条及び**第１３条第２項において同じ。）においては、軽便消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ２　（略） ３　（略） 第６条の２　（略） **（安全計画の策定等）** **第６条の３　児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。** **２　児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。** **３　保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。** **４　児童福祉施設は、定期的に安全計画の見**

改　正　前	改　正　後
	直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
（新設）	（自動車を運行する場合の所在の確認） 第６条の４　児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。 ２　保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。
第７条～第８条　（略）	第７条～第８条　（略）
（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第９条　児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。	（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第９条　児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねさせることができる。 ２　前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。
第１０条～第１１条　（略）	第１０条～第１１条　（略）

改　正　前	改　正　後
（懲戒に係る権限の濫用禁止） **第１２条　児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第４７条第１項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第３項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。**	**（業務継続計画の策定等）** **第１２条　児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。** **２　児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。** **３　児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。**
（業務継続計画の策定等） 第１２条の２　障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　（略） ３　（略） （衛生管理等） 第１３条　（略） ２　児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように**必要な措置を講ずる**よう努めなければならない。 ３～５　（略） 第１４条～第７９条　（略） （職員） 第８０条　１～９　（略）	第１２条の２　障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下**この条において**「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　（略） ３　（略） （衛生管理等） 第１３条　（略） ２　児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように**、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する**よう努めなければならない。 ３～５　（略） 第１４条～第７９条　（略） （職員） 第８０条　１～９　（略）

改　正　前	改　正　後
（新設）	**１０　第９条第２項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年千葉市条例第４７号）第２条に規定する家庭的保育事業所等（法第６条の３第１１項に規定する居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第８６条第２項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。**
第８１条～第８５条　（略）	第８１条～第８５条　（略）
（職員）	（職員）
第８６条　（略）	第８６条　（略）
（新設）	**２　第９条第２項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。**
附　則	附　則
第１条～第２条　（略）	第１条～第２条　（略）
（経過措置）	（経過措置）

改　正　前	改　正　後
第３条　**乳児４人以上を入所させる保育所に係る**第４６条第２項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限って、保育士とみなすことができる。	第３条　第４６条第２項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師**（以下この条において「看護師等」という。）**を、１人に限って、保育士とみなすことができる。**ただし、乳児の数が４人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。**
以下　（略）	以下　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第６条の３（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

３　改正後の第６条の４第２項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

（２）千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年千葉市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
第１条～第５条　（略） （保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、第１４条第１項及び第２項、第１５条第１項、第２項及び第５項、第１６条並びに第１７条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （略） ２、３　（略） 第７条　（略） **（新設）**	第１条～第５条　（略） （保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条**、第７条の３第２項**、第１４条第１項及び第２項、第１５条第１項、第２項及び第５項、第１６条並びに第１７条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （略） ２、３　（略） 第７条　（略） **（安全計画の策定等）** **第７条の２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。** **２　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修**

改　正　前	改　正　後
	及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 ４　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
（新設） | （自動車を運行する場合の所在の確認）
第７条の３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。 |
第８条～第９条　（略） | 第８条～第９条　（略） |
（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） | （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） |
第１０条　家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の | 第１０条　家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、**その行う保育に支障がない場合に限り**、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の |

改　正　前	改　正　後
設備及び職員に兼ねることができる。**ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。**	設備及び職員に兼ねることができる。
第１１条～第１２条　（略）	第１１条～第１２条　（略）
（懲戒に係る権限の濫用禁止）	
第１３条　**家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第４７条第３項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。**	第１３条　**削除**
（衛生管理等） 第１４条　（略） ２　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように**必要な措置を講ずる**よう努めなければならない。	（衛生管理等） 第１４条　（略） ２　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように**、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する**よう努めなければならない。
３～５　（略）	３～５　（略）
以下　（略）	以下　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１３条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

２　改正後の第７条の３第２項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措

置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

（３）千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年千葉市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
第１条～第５条　（略）	第１条～第５条　（略）
第６条　（略）	第６条　（略）
（新設）	**（安全計画の策定等）** **第６条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。** **２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。** **３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。** **４　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。**
（新設）	**（自動車を運行する場合の所在の確認）** **第６条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。**
第７条～第１１条　（略）	第７条～第１１条　（略）

改　正　前	改　正　後
第１２条　（略）	第１２条　（略）
（新設）	**（業務継続計画の策定等）** **第１２条の２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。** **２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。** **３　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。**
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第１３条　（略）	第１３条　（略）
２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように**必要な措置を講ずる**よう努めなければならない。	２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように**、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する**よう努めなければならない。
３　（略）	３　（略）
以下　（略）	以下　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第６条の２の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（４）千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２６年千葉市条例第４６号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>第１条～第１３条　（略）

（千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用）
第１４条　千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第４条、第５条第１項、第２項及び第４項、第８条、第１０条から第１２条まで、第１４条（第４項ただし書を除く。）、第１９条、第２０条第１項、第３項及び第４項、第４４条第７号、第４５条（第１項後段を除く。）並びに第４９条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
<table>
<tr><th>読み替える千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>第１２条</td><td><u>児童福祉施設の長</u></td><td><u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１４条第１項に規定する園長（以下「園長」という。）</u></td></tr>
<tr><td></td><td><u>入所中の児童に対し法第４７条第１項本文の規定によ</u></td><td><u>園児に対し児童福祉法第４７条第３項</u></td></tr>
</table>
</td><td>第１条～第１３条　（略）

（千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用）
第１４条　千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第４条、第５条第１項、第２項及び第４項、第８条、第１０条から第１２条まで、第１４条（第４項ただし書を除く。）、第１９条、第２０条第１項、第３項及び第４項、第４４条第７号、第４５条（第１項後段を除く。）並びに第４９条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
<table>
<tr><th>読み替える千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>第１２条<u>第１項</u></td><td><u>利用者に対する支援の提供</u></td><td><u>園児の教育及び保育（満３歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）</u></td></tr>
<tr><td></td><td><u>及び</u></td><td><u>並びに</u></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

改　正　前			改　正　後		
	り親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第３項				
	その児童	**その園児**			
（略）			（略）		
第２０条第１項	援助	教育及び保育**（満３歳未満の園児についてはその保育。以下同じ。）**並びに子育ての支援	第２０条第１項	援助	教育及び保育 並びに子育ての支援
	入所者	園児		入所者	園児
（略）			（略）		
第４９条	保育所の長	園長	第４９条	保育所の長	**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１４条第１項に規定する**園長
	入所している乳幼児	園児		入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育		保育	教育及び保育

２　千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第９条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは、職

２　千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第９条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条**第１項**中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは、職

改　正　前	改　正　後
員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、＿＿＿＿＿「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは、職員については「園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と＿＿＿＿＿読み替えるものとする。 （平成２８条例４２・平成３１条例２・令和元条例５７・令和４条例９・一部改正）	員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、**同条第２項中**「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは、職員については「園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と**、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは、職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と**読み替えるものとする。 （平成２８条例４２・平成３１条例２・令和元条例５７・令和４条例９・一部改正）
第１５条　（略）	第１５条　（略）
附　則	附　則
第１条～第９条　（略）	第１条～第９条　（略）
（新設）	**第１０条　第５条第３項の表備考第１号に定める者については、当分の間、１人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満１歳未満の園児の数が４人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第５条第３項の表備考第１号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。**
（新設）	**２　前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。**

改　正　前	改　正　後
第１０条　前２条の規定により第５条第３項の表備考第１号に定める者を小学校教諭等免許状所持者**又は**市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者**並びに**市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の３分の１を超えてはならない。 （平成２８条例４２・追加） 以下　（略）	第１１条　前３条の規定により第５条第３項の表備考第１号に定める者を小学校教諭等免許状所持者**、**市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者**又は看護師等**をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者**、**市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者**並びに看護師等**の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の３分の１を超えてはならない。 （平成２８条例４２・追加） 以下　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（５）千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成２８年千葉市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
第１条～第１３条　（略）	第１条～第１３条　（略）
（園児の健康及び安全の確保） 第１４条　（略） ２　（略）	（園児の健康及び安全の確保） 第１４条　（略） ２　（略）
（新設）	**３　認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。**
（新設）	**４　認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。**
第１５条～第１９条　（略）	第１５条～第１９条　（略）
（千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用） 第２０条　（略）	（千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用） 第２０条　（略）
２　千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第９条の規定は、認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設	２　千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第９条の規定は、認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設

改　正　前	改　正　後
備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条＿＿＿中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条**ただし書**中「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。 （平成２８条例４２・令和元条例５７・一部改正）	備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条**第１項**中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条**第２項**　中「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。 （平成２８条例４２・令和元条例５７・一部改正）
第２１条～第２２条　（略）	第２１条～第２２条　（略）
附　則 １　（略） （経過措置） ２～４　（略） ５　第４条第１項及び第４項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第**８**項において同じ。）をもって代えることができる。 （平成２８条例４２・追加） ６～７　（略）	附　則 １　（略） （経過措置） ２～４　（略） ５　第４条第１項及び第４項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第**９**項において同じ。）をもって代えることができる。 （平成２８条例４２・追加） ６～７　（略）
（新設）	**８　第４条第１項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、１人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代え**

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td></td><td><u>ることができる。ただし、満１歳未満の子どもの数が４人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></td></tr>
<tr><td><u>８</u>　次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第３条第１項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の３分の１を超えてはならない。
<table>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
（平成２８条例４２・追加）</td><td><u>９</u>　次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第３条第１項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の３分の１を超えてはならない。
<table>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td><u>附則第８項</u></td><td><u>第４条第１項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者</u></td><td><u>看護師等</u></td></tr>
</table>
（平成２８条例４２・追加）</td></tr>
<tr><td>以下　（略）</td><td>以下　（略）</td></tr>
</table>

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

２　認定こども園において、改正後の第１４条第４項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第３項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

（６）千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年千葉市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
第１条～第２５条　（略）	第１条～第２５条　（略）
（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第２６条　**特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第４７条第３項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。**	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 第２６条　**削除**
（令和元条例５９・一部改正）	（令和元条例５９・一部改正）
第２７条～第４９条　（略）	第２７条～第４９条　（略）
（準用） 第５０条　（前略）第２４条中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業所」と、「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第２５条中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と**、第２６条中「特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）」及び「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業所」と**、第２７条第１項中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業所」と、同条第２項及び第３項中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、（後略）同条第４項及び第３３条中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と読み替えるものとする。	（準用） 第５０条　（前略）第２４条中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業所」と、「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第２５条中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、第２７条第１項中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業所」と、同条第２項及び第３項中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、（後略）同条第４項及び第３３条中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と読み替えるものとする。
以下　（略）	以下　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。